

石綿による疾病の認定基準

中皮腫、肺がん等を発症し、それが石綿にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。

請求期限がありますので、お心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

また、ご担当の医師は、患者さんに対して最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談を勧めて下さいようお願ひいたします。

石綿による疾病の認定基準

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5つがあります。

石綿肺

肺がん

中皮腫

良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

※ここでは石綿ばく露作業の一例を掲げています。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ①石綿製品の製造工程における作業
- ②耐火建築物に係る鉄骨等への石綿や石綿含有岩綿等の吹付け作業
- ③断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ④スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業
(耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。)
- ⑤建築物の補修又は解体作業
- ⑥石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業



③ 石綿による疾病的取扱い

(1) 石綿肺

石綿肺は、原則として都道府県労働局長によるじん肺管理区分(管理1~4)の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

① 石綿肺(注)

(注) 石綿によるじん肺症。

(注) 「じん肺管理区分が管理4」の場合に業務上の疾病として取り扱われます。

② 管理2、管理3又は管理4の石綿肺に合併した合併症(注)

(注) 「ア. 肺結核、イ. 結核性胸膜炎、ウ. 繩発性気管支炎、エ. 繩発性気管支拡張症、オ. 繩発性気胸」をいいます。

(2) 肺がん

肺がんについては「原発性肺がん」(転移性のがんではないという意味です。)であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

① 第1型以上の石綿肺

② 胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)

+

石綿ばく露作業
10年以上

③ 石綿小体又は石綿纖維

(注)

+

石綿ばく露作業
10年以上

(注) ただし、③については、乾燥肺重量1g当たり5000本の石綿小体若しくは200万本以上(5μm超。2μm超の場合は500万本以上)の石綿纖維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体が認められた場合は、石綿ばく露作業の従事期間が10年未満であっても、業務上の疾病として取り扱われます。

(3) 中皮腫

中皮腫については「中皮腫(胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜)」であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や、石綿ばく露作業従事期間が1年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

① 第1型以上の石綿肺

② 石綿ばく露作業1年以上

※中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等から中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が行われていない場合には、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等から総合して判断されます。

業務上の疾病

業務上の疾病

業務上の疾患

(4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因(結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等)で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。

そのため、診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度(必要な療養の範囲)もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

(5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、肥厚の厚さや広がりが一定の基準に該当し、肺機能障害の程度が重いものであって、石綿ばく露作業の従事期間が3年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

<肥厚の厚さ>

最も厚いところが5mm以上

① <広がり>

側胸壁の1/2以上(片側にのみ肥厚がある場合)

側胸壁の1/4以上(両側に肥厚がある場合)

+

② 著しい肺機能障害

+

③ 石綿ばく露作業3年以上



業務
上の
疾
病

石綿による疾病の認定事例

認定基準の要件を満たさない場合であっても、以下のように総合的に判断して業務上と認定している場合もありますので、都道府県労働局又は労働基準監督署にお早めにご相談下さい。

事例1

石綿ばく露作業歴1年未満の中皮腫事案

<事案概要>

被災労働者は、昭和32年12月から33年10月までの10か月間、造船所内で船の修理及び配管作業に従事し、その後、石綿ばく露作業に従事していなかったが、平成17年に、中皮腫と診断された。

<本件に係る業務上外の判断>

- ①本件疾病は、病理組織検査の結果、「肉腫型中皮腫」と診断された。
- ②石綿ばく露作業従事期間は1年未満であるものの当該事業場における昭和30年代の船の修理等の作業は、高濃度の石綿粉じん環境下での作業であったと認められ、直接石綿を取り扱う作業に従事したことにより、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められることから、本件の中皮腫を業務上の疾病と認定。

事例2

石綿小体の数が認定基準の値を下回る肺がん事案

<事案概要>

被災労働者は、昭和37年から50年にかけて約13年間、自動車の石綿含有ブレーキライニング等の製造作業に従事した。その後、肺がんを発症し、平成12年に死亡した。

医学的資料等において、胸膜プラーカ及び石綿肺は認められなかったものの、3,500本／g(乾燥肺重量)の石綿小体が認められた。

<本件に係る業務上外の判断>

石綿小体の計測結果は、認定基準の一定量(5,000本／g(乾燥肺重量))を下回るもの、
①ブレーキライニングの製造工程に常時従事し、切断作業等により、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること

②石綿小体数の計測に使用した肺組織の採取部位が石綿小体及び石綿繊維が一般に少ないと言われる腫瘍側近部であり、その肺組織において、3,500本／g(乾燥肺重量)認められていること

以上から、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったと認め、本件の肺がんを業務上の疾病と認定。

事例3

医学的資料が全くない特別遺族給付金の肺がん事案

<事案概要>

被災労働者は、昭和23年7月から昭和45年3月にかけて約22年間、造船所において、船内エンジンルームにおける艤装作業に従事し、石綿にばく露した。その後、肺がんを発症し、昭和57年に死亡した。

病院における診療録等は保存期限が過ぎて廃棄処分されていることから、医学的資料が全くなく、病歴等の確認ができなかった。

<本件に係る業務上外の判断>

特別遺族給付金の事案であり、医学的資料は全く残存していないもの。

①被災労働者は造船所において約25年間艤装職として船内作業に従事し、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること
②当該事業場において同一時期に同一作業に従事した労働者が石綿による肺がんで多数労災認定されている事実があること

以上から、石綿ばく露作業の内容及び従事期間等を総合的に判断して、当該労働者についても高濃度の石綿ばく露が推認されることから、本件の肺がんを業務上の疾病と認定。

「石綿による疾病的認定基準」に関する詳細は、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況」及び
 「労災保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の補償状況」について
 (平成 21 年 12 月 3 日厚生労働省発表資料より)

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況

年 度 区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	計
計	請求件数	1454	113	256	1823
	支給決定件数	886	99	121	1106
肺がん	支給決定件数	272	49	65	386
中皮腫	支給決定件数	570	46	47	663
石綿肺	支給決定件数	44	4	8	56

注) 請求時には疾病名は記載を要しないため、疾病別の請求件数は不明である。

注) 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限らない。

注) 平成 18 年度については、平成 18 年 3 月 27 日から平成 19 年 3 月末日までの件数。

過去 5 年間における労災保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の補償状況

年 度 区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	計
計	請求件数	210	1783	1708	1128	1270	6099
	支給決定件数	186	715	1784	1002	1062	4749
肺がん	請求件数	61	701	877	591	643	2873
	支給決定件数	58	213	783	502	503	2059
中皮腫	請求件数	149	1082	831	537	627	3226
	支給決定件数	128	502	1001	500	559	2690

注) 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限らない。

注) 特別遺族給付金は含まない。

石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

◎対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにばく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

◎健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
(直接業務及び周辺業務が対象)
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。）
(直接業務のみが対象)
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。
(直接業務のみが対象)

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
(例)：(2)に6ヶ月間、(3)に6年間従事していた場合
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ&A
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

① 健康管理手帳交付申請書

② 申請者本人が記載した業務歴

上記①、②に加えて

③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事したこと及び従事期間について記載された事業者の証明書

④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、石綿作業に従事したこと及び従事期間について記載された2名以上の同僚者の証明書

⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書を添付してください。

● 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

●申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聞き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。**
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

○石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿により発生する疾患であつて政令で定めるものとす。

(定義等)

第二条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫じゅ、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾患であつて政令で定めるものとす。

2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三十条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定病院その他厚生労働省令で定める疾患有にかかり、これにより死亡したもの(昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾患有に改められたものとす)の前日までに死亡した者に限る。)をいう。

3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改めに当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 救済給付

(救済給付の種類等)

第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、次に掲げるどおりとし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)がこの章の規定により支給するものとする。

- 一 医療費
- 二 療養手当
- 三 葬祭料
- 四 特別遺族弔慰金
- 五 特別葬祭料
- 六 救済給付調整金

(医療費の支給及び認定等)

第四条 機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかる旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。
2 前項の認定(以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。)は、医療費の支給を受ける者の申請に基づき、機構が行う。

3 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、右縦健康被害手帳を交付するものとする。

4 認定は、当該認定に係る指定疾患の療養を開始した日(その日が当該認定のあつた日の三年前の日前である場合には、当該申請のあつた日の三年前の日。以下「基準日」という。)にさかのぼってその効力を生ずる。

第五条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けたことができる者であるときは、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けた旨の決定を行うものとする。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。

3 機構が第一項の決定を行つたときは、当該決定に係る死亡した者に限り、基準日から死亡した日までの間ににおいて被認定者であつたものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾患病種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みがないときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に關し、環境大臣に判定を申し出るものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聽いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

(医療費の支給の要件及び範囲)

第十一條 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は環境薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものとすむ。)又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関する方程式によらない旨を機構に示及び支払に関する方程式に規定する方式によらざるものとすむ。)に提出したものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に基づき、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療費の額)

第十二条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律(以下「健康保険法等」という。)の規定により被認定者が受け、又は受け得ることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十三条 被認定者が、石綿健康被害手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合には、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該保険医療機関等に支払うことができる。

(認定の取消し)

第九條 機構は、被認定者の指定疾病が治つたと認めるとときは、認定を取り消すものとする。

(判定の申出)

第十條 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項(第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の認定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更

2 前項の規定による支払があつたときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

3 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾患有する場合に医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健常保険法等の規定による支払をするまでは、支払うことと要しない。

第十四条 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに當たっては、社会保険診療報酬基盤会法(昭和二十三年法律第二百九十二号)に定める審査委員会、国民健康保険診療報酬基盤会その他の政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。

2 機構は、前条第一項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第十五条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の方から第十一條各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるとときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

2 機構は、第五条第一項の規定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第十一條各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

3 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 第一項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができることから二年を経過したときは、することができない。

(医療手当の支給)

第十六条 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の医療手当を支給する。

2 医療手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、基準日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 医療手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた医療手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の医療手当は、その支払期月でない場合であつても、支払うものとする。

(医療等の支給の請求等)

第十七条 医療費及び医療手当(以下「医療費等」という。)の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であつても、することができる。

2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求のある日につきかほぼつてその効力を生ずる。

(未支給の医療費等)

第十八条 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等でまだその者に支給していなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。

2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその金額につきしたものとみなし、その一人に対する支給は、全員に対してしたものとみなす。

4 第一項の医療費等の支給の請求は、第五条第一項の決定の申請がされた後は、当該決定前であつても、することができる。

(葬祭料の支給)

第十九条 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾患有して死亡したときは、葬祭を行ふ者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

3 前項の規定は、第一項の葬祭料の支給の請求について準用する。

(特別増産甲殻金等の支給)

第二十条 次に掲げる者の遺族(第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族慰金及び特別葬祭料を支給する。

- 一 日本国内において石縄を吸人することにより指定疾患にかかり、当該指定疾患有前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)
- 二 日本国内において石縄を吸人することにより指定疾患にかかり、当該指定疾患有に起因して施行日以後に死亡した者(以下「未申請死亡者」という。)
- 2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾患有について受けける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して單一の金額として政令で定める額とする。
- 3 第一項の特別葬祭料の額は、前条第一項の葬祭料の額と同一とする。(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)
- 第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」という。)の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者又は未申請死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者又は未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者又は未申請死亡者と生計を同じくしていたものとする。
- 2 第十八条第二項及び第三項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。(特別遺族弔慰金等に係る認定等)
- 第二十二条 積構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。
- 2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から五年を経過したときは、することができない。

(救濟給付調整金の支給)

第二十三条 被認定者が当該認定に係る指定疾患有に起因して死亡した場合は、当該指定疾患有に起因して死亡した医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救濟給付調整金として支給する。

2 積構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の救濟給付調整金(以下「救濟給付調整金」という。)を支給する。

3 第十八条第四項及び第十九条第二項の規定は救濟給付調整金の支給の請求について、第二十一条の規定は救濟給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

- (判定の申出)
- 第二十四条 機構は、第十九条第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二条第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判断をする事項に關し、環境大臣に判定を申し出ることができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。
- (救濟給付の免責)
- 第二十五条 救濟給付の支給を受けることができる者に対して、同一の事由について、損害のてん補がされた場合には、機構は、その額の限度で救濟給付を支給する義務を免れる。
- (他の法令による給付との調整)
- 第二十六条 医療費は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾患有について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。
- 2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金及び救濟給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対して、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

(不正利得の徴収)

- 第二十七条 偽りその他不正の手段により救濟給付の支給を受けた者ががあるときは、機構は、国税徴収の例により、その救濟給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
- 2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

- 第二十八条 救濟給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができるない。
- (公課の禁止)
- 第二十九条 租税その他の公課は、救濟給付として支給を受けた金品を標準として、課することがない。
- (環境省令への委任)
- 第三十条 この節に定めるもののほか、第四条第一項及び第二十二条第一項の認定の申請その他の救濟給付に関する手続に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第二節 費用

第一款 基金等

第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を除く。)に充てたるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から認出された資金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び同条第二項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾患の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して得た額とする。

(交付金等)

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。)に充てたための費用を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てたための資金を認出することができる。

(地方債の特例)

第三十三条、前条第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する認出に要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

(国庫の負担)

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徵収に要する費用の一部を負担する。

第二款 基金等

(一般拠出金の徵収及び納付義務)

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徵収法第八条第一項又は第二項の規定により元請人が事業主となる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(機構に対する交付)

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金の徵収に要する費

用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を支付するものとする。

(一般拠出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(以下「一般拠出金」という。)の額は、徵収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基準となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 前項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾患の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

3 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときには、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

(一般拠出金の徵収方法)

第三十八条 徵収法第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一条、第二十六条から第三十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徵収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第十九条第一項	次の	その
当該保険関係が消滅した日 (保険年度の中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険法第三十六条の中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三項において同じ。)		

その保険年度に使用した	その保険年度の直前に使った
質金総額	質金総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。)
一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料
第十九条第二項	保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関する事項においては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)
第十九条第三項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料
第四十二条	次の
第四十三条第一項	この法律の施行
第四十五条の	この法律に

二	石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律に
二の法律の実施	一般提出金の徴収
附則第十二条	第二十七条第一項 第二十七条第一項 第二十七条第一項

- 2 徴収法第三十三条の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、一般提出金の納付その他一般提出金に関する事項(以下「一般提出金事務」という。)を処理することができる。
- 3 徴収法第三十四条、第三十五条(第四項を除く。)及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第二十三条の規定は、一般提出金事務及び一般提出金について準用する。この場合には「石綿による健康被害の救済石綿による健康被害の救済法(以下「石綿健康被害救済法」という。)第十七条第一項の一般提出金率(以下「一般提出金率」という。)を乗じて算定した同項の一般提出金(以下「一般提出金」という。)

- 3 徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法」という。)及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十六条第三項(労災保険法第十二条の三第三項及び第三十二条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。)とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。
- 第三十九条から第四十六条まで 削除
- 第三款 特別提出金
(特別提出金の徴収及び納付義務)
- 第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾患の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主(以下「特別事業主」という。)から、毎年度、特別提出金を徴収する。
- 2 特別事業主は、特別提出金を納付する義務を負う。
- (特別提出金の額の算定方法)

第四十八条 特別事業主から徴収する特別拠出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める。

2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

(特別拠出金の決定、通知等)

第四十九条 機構は、前項第一項の政令で定める特別拠出金の額の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を決定し、当該特別事業主に対し、その者が納付すべき特別拠出金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により特別拠出金の額が定められた後、特別拠出金の額を変更する必要が生じたときは、機構は、当該特別事業主に対し、変更後の特別拠出金の額を通じて、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金その他の款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

3 機構は、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金その他の款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(特別拠出金の延納)

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別拠出金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第五十条の二 特別拠出金その他の款の規定による徴収金を納付しない特別事業主があるときは、機構は、期限を指定して督促状を発する。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた特別事業主がその指定の期限までに特別拠出金その他の款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第五十条の三 前項第一項の規定により特別拠出金の額ににつき納付があったときは、機構は、その督促に係る特別拠出金の額ににつき納付があったときは、その割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る特別拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、特別拠出金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる特別拠出金の額は、その納付があつた特別拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三项の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに特別拠出金を完納したとき。

二 紳付義務者の住所又は居所がわからぬいため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 特別拠出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 特別拠出金を納付しないことについてやむを得ないと認められるとき。

(先取特権の順位)

第五十条の四 特別拠出金その他の款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五十条の五 特別拠出金その他の款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(特別事業主に対する報告の請求等)

第五十条の六 機構は、特別拠出金の徴収に關し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、關係者に質問させ、著しくは帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的)方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存が

されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

(環境省令への委任)

- 第五十一条 この款に定めるもののほか、特別拠出金その他この款の規定による収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第三節 錐別

(被認定者等に対する報告の徵収等)

- 第五十二条 機構は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二条第一項の規定による認定(次条を除き、以下単に「認定」という。)又は教済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることがある。(受診命令)

- 第五十三条 機構は、第四条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)に關し必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(教済給付の支給の一時差止め)

- 第五十四条 機構は、教済給付の支給を受けることができる者が、第五十二条の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出を求められて、正當な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正當な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、その者に対する教済給付の支給を一時差し止めることができる。

(保険医療機関等に対する報告の徵収等)

- 第五十五条 機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に關し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、異地に診療録その他の帳簿書類を検査させるがができる。

- 2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

- 3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行った者等に対する報告の徵収等)

- 第五十六条 機構は、認定又は教済給付の支給に關し必要があると認めるとときは、当該認定の申請に係る診療、薬剤の支給若しくは教済給付に關する診療、薬剤の支給若しくはこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告者しくは診療最も他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問せることができる。
- 2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による質問による権限について、同条第三項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

- 第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(秘密保持義務)

- 第五十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらとの間にあつた者は、認定又は教済給付の支給に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第三章 特別遣族給付金

第一節 支給等

(特別遣族給付金)

- 第五十九条 厚生労働大臣は、この筋に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が効力によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遣族給付金を支給する。

- 2 前項の特別遣族給付金(以下「特別遣族給付金」という。)は、特別遣族年金又は特別遣族一時金とする。

- 3 特別遣族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遣族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遣族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じてその請求に基づき、特別遣族給付金を支給する。

- 4 特別遣族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

- 5 特別遣族年金又は特別遣族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遣族年金に

（特別選族年金の受給者の範囲等）
あつては特別選族年金を受ける権利を有する先順位の選族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別選族一時金については特別選族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、六年を経過したときは、することができない。

第六十条 特別遺族年金を受けることができる者は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。
妻(佳姫)の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情に基づくこと。

た者を含む。)以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。

夫婦の届出をしていないが、筆裏上姦関係と同様の事情になった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

口 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
ハ 日常生活については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日

二、イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟の間にあること又は五十五歳以上であること。

弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。
三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日(以下「特定日」という。)以前に死亡した者である場合にあってはその死亡の時から施行日まで

の間ににおいて、死亡労働者等が特定日の翌日から石線による健康被害の教済に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十七号)。以下「改正法」という。)の施行の日の五年前の日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から改正法の施行の日までの間ににおいて、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日までの間ににおいて、次のイからホまでのいざれにも該当

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。
ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事實上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。

ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族關係が終了したこと。
二 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十日が終了したこと（死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

特別遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。
特別遺族年金を受けける権利を有する者が二人以上あるときは、特別遺族年金の額は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の政令で定める額をその人数で除して得た額とする。

(特別遺族年金の受給権の消滅) 第六十一条 特別遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各場合において消滅する。

司順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する。

前条第一項第三号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当したときは、死亡したとき。

特別遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、特別遺族年金を受けることができる遺族

六、十二条 特別選族一時金は、次の場合に支給する。

死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあつては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日ににおいて、特別還族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができるがなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に關し前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる特別遺族一時金の額に満たないとき。

(特別遺族一時金の受給者の範囲等)

第六十三条 特別遺族一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

一 配偶者

二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

3 第六十条第三項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第三項」とあるのは、「前条第四項」と読み替えるものとする。

(特別遺族給付金に関する労災保険法の準用)

第六十四条 労災保険法第十一条(第二項を除く。)、第十二条の七及び第六条の九第一項の規定は、特別遺族給付金について準用する。この場合において、労災保険法第一條第一項中「(遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族)」とあるのは、「(特別遺族年金については当該特別遺族年金を受けることができる他の遺族)」と、同条第三項中「第一項に規定する順序(遺族補償年金については第十六条の二、遺族年金については第二十二条の四第三項において準用する第十六条の第三項に規定する順序)」とあるのは、「第一項に規定する順序」と、労災保険法第十二条の七中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と、労災保険法第十六条の九第一項中「労働者」とあるのは、「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

2 労災保険法第九条、第十二条第一項、第十二条の二、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十六条の九第二項及び第四項の規定は、特別遺族年金について準用する。この場合において、労災保険法第九条第一項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは、「支給の請求

をした日の属する月」と、労災保険法第十二条の二中「支払うべき保険料」とあるのは「支払うべき特別遺族給付金」と、「当該保険料」とあるのは「当該特別遺族給付金」と、労災保険法第十六条の二第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、「前項」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律第六十条第一項」と、労災保険法第十六条の二第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、同条第四項中「消滅する」とあるのは「消滅し、同順位者がなくて後順位者ががあるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する」と読み替えるものとする。

3 劳災保険法第十六条の九第三項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)

第六十五条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償を受けたときには、同一の事由について、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、厚生労働大臣は、その定める基準により、その価額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

(不正受給者からの費用徴収)

第六十六条 偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者がいるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
2 前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帶して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 徵収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、前項の規定の適用については、労災保険適用事業主とみなす。

4 徵収法第二十六条、第二十八条、第二十九条及び第四十一条の規定は、第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。この場合において、徴収法第二十六条及び第四十一条第二項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(受給権の保護等に係る準用)
第六十七条 第二十八条及び第二十九条の規定は、特別遺族給付金について準用する。

(厚生労働省令への委任) 第六十八条 この節に定めるもののほか、特別還族給付金の支給に関する必要

用譽第二節

(厚生労働省令への委任)
第六十八条 この節に定めるもののほか、特別遣族給付金の支給に関する事項は、厚生労働省令で定める。
費用 第六十九条 特別遣族給付金の支給に要する費用については、敬取法第十一条第一項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てたため同条第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは「、社会復帰促進等事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第五十九条第一項の特別遣族給付金(以下「特別遣族給付金」という。)の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遣族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「とする。第六十二条第一項において同じ。」と特別遣族給付金(石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合に支給される特別遣族一時金、特定の業務に長期間從事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかかる者(厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める)に係る特別遣族給付金(以下この項において「特定疾病にかかる者に係る特別遣族給付金を除く。」の額(石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遣族年金については、その額は厚生労働省令で定めることに由り算定する。))と、「、特定疾病にかかる者に係る保険給付に要する費用」とあるのは「、特定疾病にかかる者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遣族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかる者に係る特別遣族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特別還族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の規定を適用する。この場合において、同法第六十九条第一項第二号イ中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費(石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業に係る被扶養者に対する保険給付費等)

五十九条第一項の特別遣族給付金の支給に要する費用を含む。」とする
ほか、必要な技術的調整等は、政令で定める。

三三
前

(特別遣族給付金の受給者等に対する報告の徴収等)

七十一条 厚生労働大臣は、特別還族給付金の支給に關し必要があると認めたときは、特別還族給付金の支給に係る遣族に対し、報告、文書その他の物件の提出又は出頭を求めることができる。

(事業主等に対する報告の範囲等)
第七十三条 厚生労働大臣は、特別選抜給付金の支給に關し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体(以下「労働保険事務組合等」という。)に対し、報告、文書の提出又は出頭を求め

ることができる。
厚生労働大臣は、特別遣族給付金の支給に關し必要があると認めるとときは、当該職員に、労災保険の保険關係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

厚生労働省は、竹内正義によれば、労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第一号、第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立する場合、労働者は、労災保険の保険関係が成立する事業に使用される労働者(労災保険法第三十六条第一項第一号又は第三十七条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立する事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)に対し、報告又は文書その他の物

- 4 第五十条の六第二項の規定は第二項の規定による立入検査について準用する。
- （第三項の規定は第二項の規定による立入検査について準用する。）
- （診療を行った者等に対する報告の徴収等）
- 第七十四条 厚生労働大臣は、特別遣族給付金の支給に關し必要があると認めるときは、特別遣族給付金の支給に係る遺族の診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手當につき、報告若しくは診療録その他物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同項の規定は前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 不服申立て

（審査請求）

- 第七十五条 この法律に基づいて機構が行つた処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。
- 一 認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求 公害健康被害補償不服審査会
- 二 特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣
- 2 前項第一号に掲げる審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第三十一条の規定の適用に関する事項「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。
- 3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号。以下「公害健康被害補償法」という。)第百六条第三項、第百三十一条及び第百三十三条の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第百三十一條中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第百三十四条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第百三十一条」と読み替えるものとする。

（異議申立て）

- 第七十六条 労災保険適用事業者は、第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。
- （不服申立てと訴訟との關係）

- 第七十七条 この法律に基づいて機構が行つた処分又は前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該機構が行つた処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。
- （特別遣族給付金に係る審査請求等）
- 第七十八条 特別遣族給付金に関する決定は、労災保険法に基づく保険給付に関する決定とみなして、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定を適用する。

第五章 徵収

（徴収金について準用する。）

（第六十九条 徵収法第三十八条の規定は、第六十六条第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。）

第五章 総則

（事業所の調査等）

- 第七十九条 国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を探査するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知(次項において「事業所の調査等」という。)を徹底するものとする。
- 2 國庫行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

（調査及び研究）

- 第八十条 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない。
- （公務所等への照会）

- 第八十一条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に關し必要があると認めるとときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（期間の計算）

- 第八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。
- （戸籍事項の無料証明）
- 第八十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遣族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で

定めることにより、救済給付若しくは特別遣族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

第八十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第八十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるとところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

第八十六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用者その他の従業者も、同様とする。

一 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を出した場合

二 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第一項の規定により報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を出した場合

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 徵収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般提出金事務に關する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第五十条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、又は虚偽の記載をした文書を出し、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められた、これに從わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第五十六条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提出を求められて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十七条又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十四条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提出を求められて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

四 第九十条 法人(法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

が、その法人又は人の業務に関する限り、第八十八条又は前条(第一項第一号及び第二項第一号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2. 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 第五十条の二第四項の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)